

指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1. 相談窓口

社会福祉法人かたばみ会指定特定施設入居者生活介護及び、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。

酒田市北千日堂前字松境16番
電話番号 0234-35-1471
担当窓口 生活相談員

2. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ① 特定施設サービス計画の作成
利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。
- ② 利用者の安否の確認
施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。
- ③ 生活相談等
生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

(2) サービスの提供

- ① 特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。但し、当該利用者、他の利用者の生命または身体を保護するためにやむをえない場合を除きます。前記による身体拘束等を行う場合は、本人または家族等にあらかじめ文書による同意を得るものとします。
- ③ 利用者の尊厳ある生活を保持するため、別に定める指針に基づき虐待の防止に努めることとします。

(3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規程によるものとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

① 居室

当施設は全室個室で、原則的には居室移動はありませんが、入所後の心身の状況等により必要に応じて居室を変更することがあります。

○ 居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動できる場合があります。

1. 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき。
2. 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
3. より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき。

4. その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上において著しい支障があるとき。
 - (ア) 施設の管理者は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。
 - (イ) 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。施設は、申し出を受けた時はその適否を利用者に通知します。
 - (ウ) 施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。
 - (エ) 居室移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復して下さい。また、その費用は利用者の負担とします。

② 食 事

朝食 7 : 30 ~
昼食 12 : 00 ~
夕食 18 : 00 ~

- ・食事は管理栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、調理員に調理させます。
- ・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
- ・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

③ 入 浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

④ その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

⑥ 健康管理

利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医からの診察が受けられます。また定期的に嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、協力歯科医院の来院も受けられます。まずは職員へご相談ください。

(4) その他のサービス

① 理 容

施設内での理容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

② 所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については施設の金庫にお預かりすることもできます。

③ レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

④ ショッピング

月に1～2回嗜好品の販売を行っておりますので、ご希望の方は実費負担でご利用いただけます。

⑤ 入居者親和会

かたばみの家では利用者相互の親睦と自治のための会として、親和会があります。会費は毎月1,000円です。

3.当施設の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人 かたばみ会 特定施設 かたばみの家		
事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護		
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 淳 司		
管理者職・氏名	施設長 佐藤 千代 樹		
所在地	〒998-0015 酒田市北千日堂前字松境 16 番		
	電話番号	0234-35-1471	FAX 番号 0234-35-1472
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームかたばみ荘 養護老人ホームかたばみの家 2 第二種社会福祉事業 デイサービスセンターかたばみ荘 ショートステイサービスかたばみ荘 在宅介護支援センターかたばみ荘 多機能施設かたばみ荘		

4.職員配置状況

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤兼務) |
| (2) 生活相談員 | 1名 (常勤兼務) |
| (3) 計画作成担当者
(介護支援専門員) | 1名 (常勤兼務) |
| (4) 介護職員 | 5名以上 (常勤兼務) |
| (5) 看護職員 | 1名 (常勤兼務) |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名 (常勤兼務) |
| (7) 事務員 | 4名以上 (兼務) |
| (8) 業務員 | 2名以上 (兼務) |

勤務体制

- | | |
|---|--------------------|
| } | A (7:00~16:00 勤務) |
| | B (8:30~17:30 勤務) |
| | C (10:00~19:00 勤務) |
| | D (13:00~22:00 勤務) |
| | E (21:30~7:30 勤務) |

5.当施設の設備の概要

敷地	5,713.35 m ²	医務室・静養室	25.37 m ²
建物	構造	木造2階建て (準耐火構造)	食堂・和室(北・中) 79.44 m ²
	延べ床面積	2,526.98 m ²	食堂・和室(南) 33.75 m ²
	定員	50名	集会室 54.82 m ²
居室	個室 (トイレ、洗面、押入れ付)	16.56 m ²	霊安室 16.38 m ²
			洗濯室 4.97 m ²
浴室	一般浴(男女別)	24.46 m ²	
	介助式個別浴	18.13 m ²	

6.料 金

(1) 基本料金

(2) その他自己負担となるもの (保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの)

上記 (1) (2) については、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書<別紙 1>を参照。

(3) 支払い方法

利用料は、当月請求分を翌月末までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。

7. サービス内容に関する相談・苦情

苦情処理責任者 施設長 佐藤 千代樹

- (1) 利用者相談・苦情窓口 養護老人ホームかたばみの家 特定施設かたばみの家
酒田市北千日堂前字松境16番
電話 0234-35-1471
FAX 0234-35-1472

苦情処理担当者 養護老人ホームかたばみの家、特定施設かたばみの家の生活相談員
受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

- (2) その他の窓口

山形県高齢者支援課 電話 023-630-2273

山形県庄内総合支庁地域保健福祉課 電話 0235-66-5458

酒田市介護保険課事業管理係 電話 0234-26-5363

※他市町村の介護保険課窓口

山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室

電話 0237-87-8006

第三者委員 2名

8. 個人情報の利用目的

かたばみの家では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

I 施設内での利用
1.当施設が利用者等に提供する介護サービス
2.介護保険事務
3.法人内監査等で提出を求められた情報
4.介護サービスの利用者に係る管理運営業務
①入退所・利用者登録等の管理
②当該利用者の代理で行われる処理、業務、金銭管理
③会計、経理
④事故等の報告
⑤当該利用者の介護、医療サービスの向上
II 施設外への情報提供を伴う利用
1.当施設が利用者等に提供する介護サービス
①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
②利用者に施設サービスを提供する他の施設サービス事業者との連携(事前情報提供・面接等)、照会への回答
③業務委託(給食・清掃等)先との適切なサービス及び会計のための連携、照会への回答
④家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答
2.要介護認定等に係る調査等
3.医療機関及び保健所等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
4.県及び市町村等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答

5.県が実施する指導監督、介護サービス情報の公表制度に係る調査機関への提出及び問い合わせへの回答
6.介護保険事務
①審査支払機関へのレセプトの提出
②審査支払機関または保険者からの照会への回答
7.利用者が使用する介護用品等に係る当該業者との連絡、連携及び照会への回答
8.利用者等から依頼された（必要と判断された）物品等の購入に際しての会計等及び照会への回答
9.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
Ⅲ 上記以外の利用
1.当施設の管理運営業務
①介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
②広報誌の掲載等
③施設内外行事等や活動記録写真等の掲示
④当施設において行われる事例研究等
⑤施設訪問、施設見学、ボランティア団体活動への協力
⑥当施設での介護サービス実習への協力

指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書<別紙 1>

令和 6年 6月 1日

(1) 基本料金

① 特定施設入居者生活介護

1日あたりの利用者自己負担1割の料金	
要支援1	183円
要支援2	313円
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

② 加算(1割相当額)

ADL維持等加算(Ⅰ) 1月につき30円	看取り介護加算(Ⅰ)
ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき60円	(1)死亡日以前31日以上45日以下 1日につき72円
夜間看護体制加算(Ⅱ) 1日につき9円	(2)死亡日以前4日以上30日以下 1日につき144円
協力医療機関連携加算 1月につき100円	(3)死亡日の前日及び前々日 1日につき680円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 1月につき10円	(4)死亡日 1日につき1,280円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 1月につき5円	
科学的介護推進体制加算 1月につき40円	生産性向上推進体制(Ⅱ) 1月につき10円
退居時情報提供加算 入院1回のみ250円	新興感染症等施設療養費 発生時1日につき240円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき22円	

③ 処遇改善加算等

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(①+②) × 0.128円
---------------	----------------

※利用料金は負担割合に応じた金額となります。

*退居時情報提供加算は、医療機関へ退所する入所者等について同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

*新興感染症等施設療養費は、入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染(R6.6.1現在において指定感染症はない)した場合に相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

*ADL維持等加算は、利用者など(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること、かつ、利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービス利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

(2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

- ① 特別な介護費用（本人が希望するオムツ代等）
- ② その他の実費
 - ・レクリエーションに係る費用等の自己負担分
 - ・理美容代
 - ・医療費、インフルエンザワクチン等自己負担分
 - ・親和会費
 - ・生活雑貨、消耗品等
 - ・各種税金等

(3) 支払い方法

利用料は、当月請求分を翌月末までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。